



ぐんまの水環境

第 1 2 号

平成30年2月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 FAX 027-280-3331



温泉と水道水のお風呂 何が違うの？

温泉に入るといつものお風呂と違って、体がポカポカ冷めにくく、肌もしっとりします。なぜこのように違うのでしょうか？ それは「水」が違うからです。

温泉とは、温泉法によって「地中から湧き出るときの温度が25℃以上、又は指定された成分のいずれかが規定の量以上含まれること」と定められています。つまり、一般に温泉は水道水よりも**ミネラル**が豊富だということです。

ニネラルには、体を温める作用と肌をコーティングしてくれる作用があります。そのため温泉に入った後は体が冷めにくくなります。群馬県には有名な温泉がいくつもありますが、今回は日本三大名湯と名高い草津温泉の温泉と水道水の成分を比較してみましょう。



含有成分 (mg/kg、mg/L)	草津温泉		水道水
	万代鉱 (源泉)	湯畑	前橋市 金丸地内
調査年月日	H25.4.24	H25.4.24	H29.11.6
温度(℃)	96.5	51.3	15.5
pH	1.6	2.1	7.2
カルシウムイオン	102.0	27.5	44.0
マグネシウムイオン	27.0	36.3	
ナトリウムイオン	101.0	56.0	5.7
塩化物イオン	742.0	311.0	2.3
硫酸イオン	836.0	640.0	-
硫酸水素イオン	732.0	192.0	-
メタけい酸	501.0	216.0	-
メタほう酸	18.7	8.2	-

*単位:温泉は"mg/kg"、水道水は"mg/L"

*"-は未測定項目

*草津温泉は、草津町から提供を受けた温泉分析書から抜粋

*水道水は、前橋市HP、水質検査結果【給水栓】H29.11月から抜粋

草津温泉の特徴・・・①源泉の温度が高い
草津温泉の源泉は高温(96.5℃)です。そこで温泉の効能を薄めずに温度を下げるため「湯もみ」が考案されました。

②酸酸性度が低い 日本有数の酸酸性度：pHが極端に低く(pH1.6)、殺菌力が高いと言われており、古くから草津温泉は皮膚病の疾患に効果があるとされてきました。

③自然湧出量が日本一 毎分32,300L以上が湧出していると言われています。(1日にドラム缶約23万本分)

このように健康に良い温泉ですが、排水を処理するときは水道水と違って硫酸イオン等、処理機能を阻害する物質が多く含まれるので、原則として浄化槽へ入れることはできません。



群馬県優良認定浄化槽



浄化槽関係四団体※では、昨年4月から本県の水環境の保全に資するため、適正に維持管理がされ良好に機能している浄化槽の証しとして「優良浄化槽認定シール」を交付する事業を行っています。

昨年12月に第2期認定が行われ、新たに3,274基の浄化槽に認定シールが交付されました。これにより、第1期分との合計認定数は6,334基になりました。

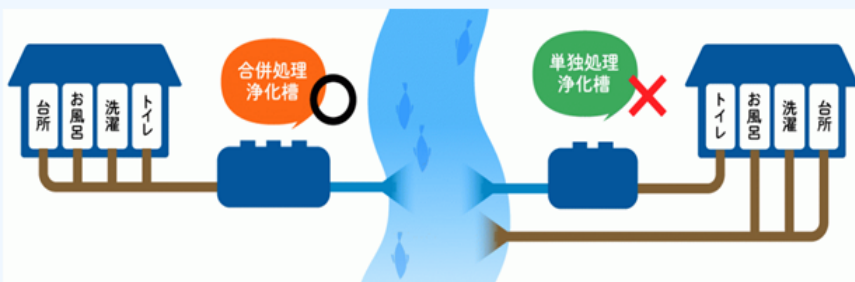
(※)浄化槽関係四団体とは・・・浄化槽の施工、維持管理、検査業務に関わる次の四団体です。
(一社)群馬県浄化槽協会 (一社)群馬県環境保全協会
(一社)群馬県計量協会環境分科会 (公財)群馬県環境検査事業団

〇お願い

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、トイレの汚水しか処理できないため、風呂や洗濯、台所などの排水は未処理のまま側溝や水路へ放流され、汚れの原因になっています。みなし浄化槽を

合併処理浄化槽に転換すると、全ての生活排水を処理する事ができるため、身近な水環境の改善に大きな効果が期待できます。群馬県は首都圏の水源地であります。汚水処理人口普及率※は関東地区で最下位であり、早急な生活排水対策が必要となっています。

みなし浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。



※し尿と併せて生活雑排水を衛生的に処理できる施設を利用できる人の割合：群馬県78.5%(全国平均89.8%)H27年度

浄化槽を適正に利用して 群馬県の水環境を守りましょう

・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

- 〇 浄化槽全般に関すること
 - ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）
または、お住まいの地区を管轄する環境事務所（環境森林事務所）
 - ・前橋市役所 西部清掃事務所（電話 027-253-1009）（補助金については水道局下水道整備課 898-3074）
 - ・高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）（補助金についても同じ）
- 〇 合併処理浄化槽へ設置替える際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 〇 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）
一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-212-2333）
- 〇 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-280-5222）